

労働者派遣事業におけるマージン率

2012年10月1日付の改正労働者派遣法施行に伴い、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました（法第23条第5項）。法律に基づき、当社の直近の事業年度におけるマージン率を公開いたします。

※2026年6月1日現在

マージン率

事業所	刈谷事業所
派遣労働者数	68 名
2026年度 労働者派遣に関する料金の平均額	4,573.33
2026年度 派遣労働者の賃金の額の平均額	2,723.43
2026年度 マージン率平均	40.4%
2026年度 派遣先事業所数	9 事業所

派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練内容	対象者	教育形態	費用負担	賃金
入社時教育	雇入時	OFF-JT OJT	無償	有給
機械設計研修	雇入時 (機械設計者)	OFF-JT	無償	有給
システム開発研修	雇入時 (システム開発者)	OFF-JT	無償	有給
階層教育	派遣中	OFF-JT	無償	有給

キャリア・コンサルティング相談窓口

総務部 部長 0566-81-8150

福利厚生に関する事項

年次有給休暇制度、定期健康診断、資格取得支援、予防接種や扶養者健康診断の一部補助、育児・介護休業制度、結婚・出産祝い金・弔慰金制度、財形貯蓄制度、退職金制度、永年勤続旅行、住宅補助制度、忘年会、新年会補助、会員制高級リゾート施設利用可、社員旅行、スポーツクラブやレジャー施設の割引

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労使協定締結の有無：有

協定の有効期間の終期：

刈谷事業所 2025年3月31日

労使協定の対象となる労働者の範囲：全ての派遣労働者
